

日精協発第 14058 号
平成 26 年 5 月 23 日

厚生労働大臣
田村 憲久 殿

公益社団法人日本精神科病院協会
会長 山崎 學

認知症施策の見直しについての要望書

— 医療施策と法的整備が急務 —

我が国の少子高齢化は急速に進行しており、認知症のある人や医療や介護を要する高齢者への支援は、今後ますます大きな課題となっています。厚生労働省の将来推計では 2025 年には認知症者は 500 万人に増加するとされており、認知症専門医療施策と認知症者の人権を考えた法的整備は喫緊の課題であります。認知症者を社会全体で支える体制をつくるため、下記の通り要望致します。

— 記 —

- 1) 厚生労働省内に認知症医療・介護サービスを行う専門部局を設置する。
- 2) 「地域包括ケアシステム」の構築には認知症専門医療施策を整備しなければならない。
- 3) 早期診断、鑑別診断をただ急ぐのではなく、適切な時期における診断・対応を行い全人的な治療を開始する。
- 4) 精神科医療における急性期医療、リハビリテーション医療、身体合併症医療、終末期医療等、病態に応じた治療提供を確立する必要がある。
- 5) 認知症専門医療機関（精神科）に入院した場合も、入院時より家族、地域の介護スタッフ等と協働し、退院に向けた治療計画を作成、早期退院を目指す。
- 6) 退院後は、地域・在宅で支援、さらにかかりつけ医や専門医療機関との連携を継続する。
- 7) 家族、介護事業者、医療関係者を守るためにも認知症者の人権を第一に考え、精神医療における精神保健福祉法のような法整備を行うことが重要である。